

Sun・サン訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 岐阜県厚生農業協同組合連合会が開設する訪問看護ステーション（以下事業所といふ）は、疾病、外傷等により家庭において看護及び療養上の管理、またその他の医療を要する者で、主治医が指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の必要性を認めた利用者及びその家族に対し、看護師等が訪問して看護サービスを提供する。この事業は、利用者の心身の特性を踏まえて利用者の意思を尊重し、生活の質の確保を重視すると共に、健康管理及び全般的な日常生活動作の維持回復を図り、快適な在宅療養が維持できるよう支援し、また、安らかな終末を過ごすことができるよう支援することを目的とする。

(事業方針)

第2条

- 1) 在宅における療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を目指すと共に生活の質の向上、確保を重視し、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援する。
- 2) 事業運営にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う訪問看護ステーションの名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 Sun・サン訪問看護ステーション
所 在 地 岐阜県山県市高富1187—3

(通常実施地域)

第4条 山県市高富地区及び岐阜市一部（岩野田・岩野田北・三輪南・三輪北・藍川・長良・長良西・長良東・常盤・方県地区）とする。

(職員体制及び就業、給与等)

第5条 事業所の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名（常勤 看護職員と兼務）管理者は訪問看護ステーションの運営にあたつての人事・労務管理等の総括を行うものとする。
- 2) 看護職員 5名（常勤うち 1名は管理者と兼務）（以下従業者という）看護職員は指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスの提供を行うものとする。

- 3) 理学療法士 2 名（以下従業者という）、（内、作業療法士 1 名含む場合あり非常勤）、言語聴覚士 1 名（非常勤）（以下従業者という）は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスの提供を行うものとする。
- 4) 就業・給与等については、岐阜県厚生農業協同組合連合会諸規程を準用する。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 営業日及び営業時間は、原則として月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分とする。ただし、国民の祝日にに関する法律に定められる日、年末年始（12 月 31 日、1 月 2 日、1 月 3 日）及び特に定めた日（12 月 29 日、12 月 30 日）は除く。また、緊急時には携帯電話により、24 時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の状況により営業時間外でも対応することとする。

（運営に関する基準）

第 7 条 重要事項説明書・個人情報取り扱い規定・倫理綱領を事業所の掲示し閲覧可能とする。

（教育基本方針）

第 8 条 専門職としての専門知識、高い倫理感をもち看護の質の向上のために研修・委員会に参加をし、自己啓発に努め、社会における看護の役割を發揮し看護の質、維持・向上を図る。

（訪問看護の方針）

第 9 条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の方針は次のとおりとする。

- 1) 療養上の目標を設定し計画的に実施する。
- 2) 自らその提供する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3) 主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切に行う。
- 4) 懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持ってその提供を行う。
- 6) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

7) サービス担当者会議に参加するにあたっては利用者及び家族の同意を得るものとする。

(訪問看護の提供方法)

第10条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供方法は次のとおりとする。

- 1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し出て、主治医が交付した訪問看護指示書及び居宅サービス計画書等により、訪問看護計画書を作成し主治医及びケマネージャーに報告する。
- 2) 利用希望者又はその家族から事業所に直接申し出があった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう利用希望者又はその家族に指導する。
- 3) 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の利用に当たっては重要事項説明書、契約書を用いて利用者及び家族に説明し同意を得る。また説明に用いた書面は自宅保管とする。
- 4) 従業者等は、訪問毎に訪問看護記録を作成する。
- 5) 従業者等は、毎月末訪問看護報告書を作成し、主治医及びケアマネージャーに報告する。
- 6) 管理者は訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について、必要な指導及び管理を行う。

(訪問看護の内容)

第11条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の内容は次のとおりとする。

- 1) 病状、全身状態の観察
- 2) 入浴介助や清拭、洗髪など清潔保持援助
- 3) 食事及び排泄等、日常生活の世話
- 4) 褥瘡予防と処置
- 5) リハビリテーション
- 6) 療養生活や介護方法の指導、認知症の看護、利用者や家族への精神的サポート
- 7) カテーテルなどの交換と管理
- 8) その他医師による指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第12条 緊急時の対応方法を主治医、利用者、ケアマネージャーとあらかじめ確認のうえ指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を開始する事とする。

- 1) 従業者等は指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う事とする。

- 2) 従業者等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医、ケアマネージャー及び管理者に報告する。

(利用料)

第13条 法定代理受領サービスに該当する訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る居宅介護サービス費用基準額から当該訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 1) 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額及び訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法、老人保健法に規定する訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 2) 前項の支払いを受ける額のほか、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。交通費の額は、別表に定めるとおりとする。
- 3) 長時間、休日及び時間外料金については原則として、別表に定めるとおりとする。
- 4) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者又はその家族より支払いの同意を記名押印により得るものとする。

(個人情報の保護)

第14条

- 1) 事業所は利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2) 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を書面にて得るものとする。

(苦情処理)

第15条 提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情受付窓口を設置し当該苦情を記録すると共に、苦情の内容を踏まえ、サービスの向上に取り組む。また、市町村並びに国民保険団体連合会より求められた場合には、その改善内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第16条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供した利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うほか、処置を記録すると共にその原因を解明し、事故防止の為の対策を講じるものとする。

(基本的感染防止対策の徹底)

第17条 新型コロナウイルス感染症等重大な感染症の発生、また感染の流行は予測不能であり、従業者及び利用者とその家族などすべての人々へ感染症の危険を及ぼさない安全なケアを提供する。

- 1) スタンダードプリコーションを徹底し、ＰＰＥを正しく使用しケアをする。
- 2) 従業者及びその家族に感染症等が発症した場合は当院「感染マニュアル」に準じ対応する。

(高齢者虐待防止の推進)

第18条 利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1) 定期的な委員会の開催及び職員への周知を図る
- 2) 虐待防止のための指針の整備を行う。
- 3) 高齢者虐待防止に関する研修の実施及び年2回の研修を実施し、職員の知識と意識を高める。
- 4) 高齢者虐待防止に関する担当者を選任。施設の虐待防止に関する取り組みを行う担当者は施設管理者である。

(身体的拘束の禁止)

第19条 事業所は利用者の身体拘束について、次のとおりとする。

- 1) 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
- 2) 身体的拘束を行う場合には、目的・時間・利用者の状況等を記録する。

(自然災害発生時の対応)

第20条 災害発生時は迅速な対応と緊急時の情報収集・情報伝達・共有体制を構築する。

- 1) サービスの継続が図れるよう他事業所との連携を図り、業務優先順位の整理に努める。
- 2) 深刻な人的被害が生じる危険性があるため利用者の安全確保を優先する。
- 3) 自然災害発生時や復旧において従業者の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講ずる。

(記録の整備)

第21条 従業者は設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 1) 利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 一 主治医による指示文書
 - 二 訪問看護計画書
 - 三 訪問看護報告書
 - 四 提供した具体的サービスの内容等の記録
 - 五 市町村への通知に係る記録
 - 六 苦情内容等の記録
 - 七 事故の状況及び事故に際して実施した処置の記録
 - 八 契約書及び重要事項説明書
 - 九 同意書

(サービス利用契約)

第22条 利用者とのサービス利用契約の締結については、事業所の管理者に委任する。

(ハラスメントの防止)

第23条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

- 1) 事業所は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃ならびに運営に関する重要な事項は岐阜県厚生農業協同組合連合会訪問看護ステーション管理者会議で協議の上、岐阜県厚生農業協同組合連合会理事長が定めるものとする。

(別 表)

【交通費】

<医療保険の場合>

| | |
|------------------|------|
| 片道 10キロ未満 | 無料 |
| 片道 10キロ以上 15キロ未満 | 300円 |
| 片道 15キロ以上 20キロ未満 | 400円 |
| 片道 20キロ以上 | 500円 |

<介護保険の場合>

| | |
|-------------------|------|
| 通常の事業実施地域を越えた地点から | |
| 片道 3キロ以上 8キロ未満 | 300円 |
| 片道 8キロ以上 13キロ未満 | 400円 |
| 片道 13キロ以上 | 500円 |

【その他の利用料】

<医療保険の場合>

| | |
|------------------------------------|------------|
| 1. 営業時間内、時間外において 1 時間 30 分を越える訪問看護 | 2,000円／30分 |
| 2. 営業日以外の訪問看護 | 2,000円／1回 |
| 3. 死後の処置 | 11,000円 |

<介護保険の場合>

| | |
|----------|---------|
| 1. 死後の処置 | 11,000円 |
|----------|---------|

| | |
|----|--------------------------------------|
| 付則 | この運営規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 |
| 付則 | この運営規程は、平成 17 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。 |
| 付則 | この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。 |
| 付則 | この運営規程は、平成 18 年 7 月 1 日から一部改正し施行する。 |
| 付則 | この運営規程は、平成 19 年 7 月 1 日から一部改正し施行する。 |
| 付則 | この運営規程は、平成 19 年 10 月 1 日から一部改正し施行する。 |

- 付則 この運営規程は、平成22年 4月 1日から一部改正し施行する。
- 付則 この運営規程は、平成23年 4月 1日から一部改正し施行する。
- 付則 この運営規程は、平成25年 7月17日から一部改正し施行する。
- 付則 この運営規程は、平成30年 1月 1日から一部改正し施行する。
- 付則 この運営規程は、平成31年 4月 1日から一部改正し施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 6年 4月 1日から一部改正し施行する。